

12. エネルギー分野

エネルギー(1)	ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃
規制の現状	<p>ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。</p>
要望内容	<p>平成18年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、平成17年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。</p>
根拠法令等	<p>関税暫定措置法第2条第1項(平成18年3月31日まで) 別表第1:暫定関税率表 (2710.19 一、(三)B(2)(ii))</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課</p>

エネルギー(2)	ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減
規制の現状	ハイサルファーC重油を輸入する際には、自家消費を目的とする需要家にも70日分の備蓄義務が課されている。
要望内容	自家消費を目的とする需要家に対する備蓄義務を免除・緩和し、事業者の負担軽減を図るべきである。
要望理由	備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用して結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。
根拠法令等	石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条、第7条、第10条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課

エネルギー(3)	発電用水力設備における安全管理審査の見直し【新規】
規制の現状	<p>発電用水力設備の設置・変更の工事においては、電気事業法に基づく法定自主検査(岩盤検査、湛水検査、一部使用検査、工事完了時検査)を実施し、これに関する安全管理審査を受審しているが、これらのうち、ダム、貯水池及び調整池に関するものについては、河川法に基づく検査(基礎地盤検査、一部使用検査、完成検査)も受検している。</p>
要望内容	<p>発電用水力設備の設置・変更の工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行なわれている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化すべきである。</p>
要望理由	<p>ダム、貯水池及び調整池に関しては、河川法に基づき、工事の工程中に検査を受検しており、電気事業法における所要の機能を満足していることを確認している。具体的には、電気事業法の法定使用前自主検査のうち、基礎地盤、ダム及び洪水吐、洪水吐ゲートその他放流設備、貯水池又は調整池、湛水計画などの検査が、河川法の基礎地盤検査あるいは完成検査と重複している。これらを工事完了時に行う安全管理審査に一本化することで大幅な負担削減が可能になる。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第50条の2 電気事業法施行規則第73条の2の2～4 電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(4)	休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認【新規】
規制の現状	<p>発電所が休止中であっても、保安上支障がないように電気工作物を維持するため、主任技術者を選任しなければならない。火力発電所の場合、電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者について、それぞれ要求されている技術分野が異なること等の理由から別々に選任することとされている。電気主任技術者については一定の範囲内で離れた事業所間の兼務が認められているが、ボイラー・タービン主任技術者については既に選任されている事業所と兼務する事業所が同一または隣接の構内である場合に限って兼務が認められている。</p>
要望内容	<p>休止期間中の火力発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について、選任を不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>休止期間中の火力発電所は、燃料装置内の残処理を確実にこなう等の対策処置を実施しており、休止期間中は稼動することがないため、電力の供給支障など運用に関する保安上の問題を起こすことは考えられず、維持に関しては、運転再開に向けた工事を実施する際には主任技術者を選任し、設備診断及び対策工事を行なうこと、などから、休止期間中の火力発電所における主任技術者については、不選任としても保安上の問題はない。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 電気事業関係通達「主任技術者制度の運用について(内規)」第3項</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(5)	放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化[新規]
規制の現状	<p>事業者は、放射性物質を誤まって吸入摂取し、または経口摂取した労働者に対して速やかに医師の診察または処置を受けさせる義務を負っているが、放射性物質の取り込み量につき、医師の診察を受けるべき下限レベルが設定されていないため、人体への影響が考えられないごく微量のレベルであっても速やかに医師の診察を受けると解釈されている。</p>
要望内容	<p>放射性物質の有意な摂取については、測定器の感度を上げることによりごく微量であっても検出することが可能であるため、医師による速やかな診察及び処置が必要となる合理的なレベルの在り方について検討の上、速やかに明示すべきである。</p>
要望理由	<p>現在の電離放射線障害防止規則の規定によれば、ごくわずかな内部摂取であっても、医師による速やかな診察及び処置が必要となるため、人体への影響が考えられないレベルであるにも関わらず、当該作業者に精神的・肉体的負担がかかっている。合理的な被ばく量の下限レベルを、外部被ばくの場合と同様、設定する必要がある。</p>
根拠法令等	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条、別表第2 電離放射線障害防止規則第44条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 労働基準局 労働衛生課</p>

エネルギー(6)	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の適用【新規】
規制の現状	<p>ナトリウム・硫黄電池の組み立て検査完了品(モジュール電池)の保管場所については、保管するモジュール電池に内蔵される危険物(ナトリウム及び硫黄)の量に応じ、「危険物屋内貯蔵所」として、保有空地の確保、消火設備の配置等を行なうこととされている。</p>
要望内容	<p>危険物保安技術協会で安全性に関する性能が確認(型式認定)されているモジュール電池の保管について、設置の場合に認められたのと同様の特例を適用すべきである。</p>
要望理由	<p>「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所」については、危険物施設の技術上の基準等に特例が適用されており、保有空地や消火設備、建築物の構造などについて緩和された設備基準が適用されている。ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所より危険度が低いと考えられる、ナトリウム・硫黄電池を保管する「危険物屋内貯蔵所」についても、一般取扱所と同様の特例を適用し、設備基準を緩和することが望ましい。</p>
根拠法令等	<p>消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条、第24条、第25条、第26条 消防庁通知(ナトリウム・硫黄電池関連)「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(消防危第53号 平成11年6月2日)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 消防庁 危険物保安室</p>

エネルギー(7)	<p>随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し(新規)</p>
規制の現状	<p>委託電気主任技術者による発電所(小出力発電設備を除く)の点検回数は、次のように定められている。</p> <p>内燃力発電所・ガスタービン発電所・水力発電所 毎月2回以上 燃料電池発電所・風力発電所 毎月1回以上 太陽電池発電所 100キロワット以上 隔月1回以上 100キロワット未満 毎年2回以上</p>
要望内容	<p>電気設備の技術基準の解釈第51条第1項に規定される発電所(以下、随時巡回式発電所)として認められている発電所では、電気主任技術者を選任しない事業所における委託電気主任技術者による点検は随時とし、点検回数は電気主任技術者が保安上必要とする回数とするべきである。</p>
要望理由	<p>随時巡回式発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより(電気設備に関する技術基準を定める省令第46条及び「電気設備の技術基準の解釈について」第51条)、電気主任技術者が担保すべき保安を確保している。また、委託電気主任技術者の点検項目は、原動機の潤滑油の圧力・温度、燃料使用量、燃料ガス圧、及び、発電機の回転数、電圧、電流、軸受け固定子の温度等(関東電気保安協会の例)となっており、これらの項目に着目して発電設備の運転状況を確認している。当該発電所が随時巡回式発電所である場合は、これらの項目に異常が生じたとき、前述の保護装置により安全かつ確実に停止するので、点検を随時としても保安の確保が出来る。保護装置自体の保全についても、使用者が行なう日常点検、製造者が定めるメニューに基づいて製造者及びメンテナンス会社が行なう定期点検の対象となっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則第53条第2項第5号 電気設備に関する技術基準を定める省令 第46条 経済産業省告示第249号 電気設備技術基準の解釈第51条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(8)	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃
規制の現状	<p>原子力発電所では放射線業務従事者の管理区域入域時間が規制されていることから、放射線をほとんど受けない場合であっても作業時間の制約を受けており、これに起因して定期検査時における作業効率の低下、あるいは急を要するトラブル時の対応が制限されている状況にある。このことは他の放射線施設及び原子力施設でも同様である。</p>
要望内容	<p>放射線業務にかかる労働時間の延長が2時間までという制限を撤廃するべきである。</p> <p>具体的には、 労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務」を外すべきである。 労働基準法施行規則第18条に但書として、「個人の暴露量を把握し、関連法令で定める限度を超えないことが明らかな場合にはこの限りではない。」旨、追記するべきである。</p>
要望理由	<p>昨年度の要望では、国際標準との相違理由、特に放射線業務に対して一律に制限を設けることについて科学的合理性のある回答を求めたところであるが、「そもそも放射線は微量であっても有害性を持つものであり、労働者が放射線を受けることを出来るだけ少なくしなければならない」(『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について)(平成16年1月29日内閣府)という回答がなされている。これは、要望に対する直接的な回答ではなく、放射線業務を労働基準法施行規則第18条に定める他の業務と一律に健康上特に有害な業務として労働時間の延長を制限する合理的な理由はない。そもそも、同規則第18条は労働者の健康安全を維持するために有害な業務を行なう場合の労働時間の延長を制限するものであるが、放射線業務の場合、労働時間が長いからといって、放射線量が健康に影響を与える程度が大きくなるわけではない。放射線については、法令により、個人の線量限度が定められており、計測技術の進化により、個人の管理区域入域毎の線量がきめ細かく把握でき、作業場所の線量測定とあいまって、個人の線量が法令の限度を超えないよう、適正な管理が可能であり、実施されている。その結果、現状において、放射線業務従事者の線量は、法令の線量限度と比較して、十分低い水準に管理されている。原子力発電所における労働実績を十分に踏まえ、関係省庁間で調整を図り、見直すべきである。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第36条 労働基準法施行規則第18条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 労働基準局</p>

エネルギー(9)	<p style="text-align: center;">使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の 原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外</p>
規制の現状	<p>原子力緊急事態(原子力災害対策特別措置法の第15条で定義)に至る恐れのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく関係機関への通報が義務付けられている。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。</p>
要望内容	<p>原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても、L型とIP-1型輸送物と同様に、原子力災害対策特別措置法第10条の通報対象から除外すべきである。</p>
要望理由	<p>原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない事象にまで通報を求めるのは法の目的を超えるものである。</p> <p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、漏えいが100%ありえないとは言い切れないので除外することは困難」という回答があったが、要望理由は、原子力災害対策特別措置法第10条の通報基準(漏えいのおそれがある)に該当する可能性を否定しているのではない。原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態(一定以上の漏えいのおそれがある)に該当する可能性がない輸送物に対してまで、通報義務を課すことは、法の目的の範囲を超える規制であると考えから、上記の要望を行なっている。</p> <p>なお、A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、万が一漏えいがあったとしても原子力災害が発生する可能性はない。また、IP型からの漏えいについても、もし漏えいが発生したとしても、法令上、原子力緊急事態に該当しない。</p>
根拠法令等	<p>原子力災害対策特別措置法第10条、第15条 原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条 原子力災害対策特別措置法施行規則第9条、第21条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課</p>

エネルギー (10)	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更
規制の現状	<p>原子力災害対策特別措置法上の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められる。</p> <p>このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある一方、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも、関係隣接都道府県に入らないケースがある。</p> <p>更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。</p>
要望内容	<p>原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の「関係隣接都道府県」に関する記載「当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を、防災指針で定められているEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の都道府県知事」のような規制に変更すべきである。なお、この場合、「関係隣接都道府県」から「関係周辺都道府県」へと名称を変更することが適切である。</p>
要望理由	<p>原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有する都道府県でも、その都道府県が所在市町村に隣接していない場合、原子力事業者からの原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受ける権利がないので、住民の安全対策上問題が多い。</p> <p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、本要望に対して、「防災業務計画等において対応するのが望ましい」という回答があったが、関係隣接都道府県でない都道府県は、原子力事業者防災業務計画の協議対象ではないため、都道府県が独自に地域防災計画等で対策を定めても、それを原子力事業者防災業務計画に効果的に反映できる体制となっていない。</p> <p>また、現在、都道府県境を有していない事業所所在市町村が、都道府県境を有している周辺市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となることは、合併の前後で行政区分が違っただけで防災上の対応の必要性の有無が変わる、という不合理な事態になる。</p> <p>この件について、昨年度の回答では「市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、防災業務計画等において、地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましい」との内容であったが、通報は法令に基づいた措置であり、防災業務計画等で通報しないことを定めることは出来ず、柔軟な対応は行なえない。</p>
根拠法令等	原子力災害対策特別措置法第7条第2項
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課

エネルギー(11)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し【新規】
規制の現状	平成15年4月から電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が施行され、中小水力発電のRPS対象については、1,000キロワット以下の水路式に限定されている。
要望内容	<p>RPS法の対象となる中小水力発電については、1,000キロワット以下の水路式水力発電所に限られているが、下記については環境負荷も小さいことから、対象を拡大するべきである。</p> <p>RPS法対象範囲外の発電所であっても、新たなダム開発を伴わない次の場合には、その出力が対象範囲内であればRPS対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持流量、未利用落差を利用した発電設備 ・増設した発電設備 <p>(例) 発電所全体の出力が5,000キロワットの水路式水力発電所において、新たに水路を増設せずに、既設水路から分岐して700キロワットの水車発電機を増設した場合、増設分の700キロワットをRPS対象とする。</p> <p>既設のRPS認定発電所が、設備の更新・リプレイスによって対象範囲を超えた場合、対象範囲以下の分についてはRPS対象とする。</p> <p>(例) 1,000キロワットのRPS認定発電所が、設備の老朽に伴う更新の結果、1,100キロワットとなった場合、発電所出力のうち1,000キロワットまではRPS対象とする。</p>
要望理由	現状のRPS対象範囲では、環境面・コスト面から新規に開発できる地点が少ない。そのため、クリーンかつ再生可能エネルギーの主力である水力開発のインセンティブが働かず、水力のプライオリティも低下することが予想される。
根拠法令等	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令 第1条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー等電気利用推進室

エネルギー(12)	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置の容認
規制の現状	<p>都市公園法第7条では、「工作物その他の物件又は施設の都市公園への占用が、公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむをえないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限っては許可を与えることができる」となっており、22(33)キロボルト配電用変圧器についてもこの対象となっている。</p> <p>但し、都市公園法施行令第12条、第16条では、都市公園への22(33)キロボルト配電用変圧器の占用に関する制限として、地下に設けること、変電所頂部と地面との距離が原則として3メートル以下としないこと、が定められている。</p>
要望内容	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置を認めるべきである。
要望理由	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、公園施設については、建蔽率は原則として2%以内とされているところであり、公園施設以外の占用物件については、必要やむを得ないものに限定、変電所については、それ自体の危険性等を考慮して、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としない、という回答があった。</p> <p>22(33)キロボルト配電用変圧器は、占用面積は約4㎡と非常にコンパクトであり、かつ電気設備の技術基準に基づいて設置されており安全性も担保される(現に、不特定多数が往来する場所にも設置されている)。したがって、必ずしも、保安上、地下設置の必要性はない。</p> <p>また、都市公園法施行令第12条で、公園への地上占用が認められている派出所(30㎡以内)、天体、気象又は土地観測用施設(10㎡以内)に加え、占用可能となっている高架道路や高架鉄道などの橋脚については、当該変圧器に比べると占用面積が大きくなることが予想されるが、これらについては公園面積の下限規定はない。</p> <p>このように22(33)キロボルト配電用変圧器の占用面積については、他に認められている施設と同等以下と十分コンパクトであり、一律に公園面積の下限を設けて制限する必要がない。</p> <p>なお、22(33)キロボルト配電用変圧器を都市公園に設置するには、都市公園が5ヘクタール以上の敷地面積を有することとされているが、占有面積は約4㎡であり、公園施設の建蔽率2%以下という基準を十分クリアできる占有面積である。</p>
根拠法令等	都市公園法第7条 都市公園法施行令第12条、第16条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課

エネルギー(13)	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し[新規]
規制の現状	<p>電力保安通信用の非常用予備発電装置については、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設に該当する場合、その設置・変更について工事計画の届出、また、その廃止について廃止の届出がそれぞれ必要である。設置・変更の届出先は、電圧30万ボルト未満の電力系統に係る保安通信設備の工事に関するもののみが設置場所を管轄する経済産業局長であり、それ以外は経済産業大臣となっている。なお、廃止については、電圧区分に関係なく経済産業局長となっている。</p>
要望内容	<p>工事計画の届出先を、電圧区分に関係なく管轄地域の経済産業局長とするべきである。</p>
要望理由	<p>平成7年の電気事業法改正前は、電力保安用通信設備に関わる工事は、事業用電気工作物の付帯設備として届出が義務付けられていたため、当該事業用電気工作物の電圧区分に合わせた届出先が指定されていた。しかし、現在は、事業用電気工作物としての届出(電気事業法施行規則別表第2)の対象外であり、非常用予備発電装置は、ばい煙発生施設に該当する電気工作物にあたる場合に工事の届出が義務付けられている(電気事業法施行規則別表第4)。ばい煙発生施設であるために届け出をすることが義務づけられているのであれば、その燃焼能力等の大気汚染防止法に基づく基準が意味を持つものであり、附帯先である電気工作物の電圧階級の区分で届出先を変更する必要はないはずである。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条第1項第2号、別表第4(一の7) 電気事業法施行令第9条九(七) 電気関係報告規則第4条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(14)	鉱業法に定める試掘鉱区の面積制限見直し
規制の現状	<p>鉱業法の適用を受ける鉱物資源の中で、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスの鉱区面積は、15ヘクタール以上350ヘクタール以内、但し、鉱物の合理的開発上やむを得ない時はこの限りでない、とされている。</p>
要望内容	<p>既に海洋における採掘鉱区においては、鉱物を本格的に採掘する上でやむを得ないと判断された場合、面積の拡大が個別に認められている。鉱物の有無、品質、鉱量等の探査を目的とする海洋試掘鉱区的面積についても、鉱業法上の規定を「陸上鉱区的面積は350ヘクタール、海洋鉱区的面積は3500ヘクタールを超えることが出来ない」と改めて、鉱区面積制限を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>海洋における石油開発は巨額な投資を必要とすることから、探鉱対象についても期待埋蔵量規模の大きな広がり大きい構造が対象となるため、広範囲に鉱区を設定し探鉱作業を進めるのが国際的に通常となっている。現行の鉱業法では、試掘鉱区的面積上限が350ヘクタールとされており、その結果として保有する試掘鉱区数が増え、探鉱段階における鉱区税を含む鉱区維持管理費用の負担が非常に高額になっている。探鉱事業そのものが出油成功確率の極めて低い事業であり、特に海洋探鉱は巨額な探鉱投資を必要とする上、石油の販売収入のない探鉱段階において、高額な鉱区維持関連費用を負担することは探鉱促進の大きな足かせとなっている。</p> <p>従来、試掘・採掘鉱区を問わず鉱区面積の拡大を要望してきたところ、経済産業省からは、採掘鉱区的面積に関してのみ鉱床の状況に応じて拡大に応じるとの回答を得ているが、試掘鉱区的面積に関してはいまだ認められていない。海洋における試掘段階における鉱区維持費用の負担が非常に大きいことから、試掘鉱区的面積の拡大を強く要望する。</p>
根拠法令等	鉱業法第14条(鉱区及びその面積)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

エネルギー(15)	ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング【新規】
規制の現状	ボイラータービン主任技術者は、事業用電気工作物を設置する者が、その従業員から選任しなければならない。
要望内容	ボイラータービン主任技術者について、設備受託事業者等の事業用電気工作物を設置する者以外から選任できるようにすべきである。
要望理由	マイクロガスタービンの市場への普及が進み、ボイラータービン主任技術者について事業用電気工作物を設置する事業者の従業員以外から選任できるようにしてほしいというニーズが高まっている。設備受託事業、ESCO事業者(エネルギーサービス事業者)等の新しい事業形態も生まれ、これらの事業者が需要家のガスタービン発電設備の運転管理を行うことも含めて包括的なエネルギーサービスを提供することは、エネルギーの効率供給にも資するものである。電気主任技術者について既に認められているのと同様に、これらの事業者と設置者との間で保安管理業務について委託契約を締結し、ボイラータービン主任技術者選任を事業者にアウトソーシングできるようにすべきである。
根拠法令等	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 「主任技術者の制度の運用について(内規)」(平成15年9月11日原院第1号)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

エネルギー(16)	「電気事業の運営に利用するための気象の観測」に用いる 気象測器の検定有効期間の見直し
規制の現状	<p>電気事業の運営に利用するための気象の観測装置は、気象業務法において設置の届出が必要であり、省令で指定する機器については、定められた頻度(5年に1回程度)の検定が義務付けられている。</p>
要望内容	<p>気象測器検定規則の第15条において、指定する機器について「検定の有効期間」が設定されているが、定期的な点検により校正を実施していれば、検定の有効期間を設けないこととすべきである。</p>
要望理由	<p>気象測器を検定する際には、観測の継続を確保するため、検定期間中に代替の機器を設置するか、新規観測機器に更新するといった対応を実施しており、検定に要する手間・コストを余計に費やしているのが実態である。</p> <p>気象業務法においては、直近の法改正により、原則として検定の有効期間を設けないことになったが、国土交通省令で定める気象測器については、未だ検定の有効期限が設定されている。</p> <p>省令で検定の有効期限が設定されている気象測器についても、観測機器の性能が向上したことにより、事業者が実施する点検で校正することによって、事業者が要求する観測精度を十分担保できることから、検定の有効期限を設ける必要はない。</p>
根拠法令等	<p>気象業務法第6条第2項、第9条、第31条 気象測器検定規則第15条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>気象庁 観測部 観測課</p>

エネルギー(17)	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長
規制の現状	<p>炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期は、出力1,000キロワット以上10,000キロワット未満のものについては3年、出力10,000キロワット以上のものについては2年とされている。</p>
要望内容	<p>定期自主検査時期の延長承認において、1回の検査で認められる延長期間の限度を、炉頂圧ガスタービンについては、運転が開始された日または前回の検査後4年とし、他の自主検査制度との整合化を図るべきである。</p>
要望理由	<p>わが国産業の国際競争力強化の観点から、石油精製装置に関する規制緩和が進み、高圧ガス設備の連続運転期間は2年から4年に(高圧ガス保安法)、ボイラー・圧容器の連続運転期間も2年から4年に延長された(労働安全衛生法)。しかし、電気事業法において、炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期の見直しが進んでいないため、2年または3年で装置全体を停止せざるを得ず、規制緩和の成果を活用できない状態となっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則 第94条、第94条の2 第1項 2号・3号、第94条の3 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年3月31日 平成15・02・19原院第6号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(18)	製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】
規制の現状	<p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」第72条により、特別高圧の電気設備は、省令第68条及び第69条の規定する場所には、設置してはならないとされている。ただし、同条但し書きで、可燃性ガス等に着火する惧れがないような措置が講じられた静電塗装装置及びこれに電気を供給する電気設備を設置するときは、この限りではないと定められているにも関わらず、石油精製事業所の装置内で特別高圧の電気設備が使用できない状況にある。</p>
要望内容	<p>石油精製事業所の装置内において、可燃性ガス等に着火する惧れがないように措置された電気設備は、特別高圧であっても設置、使用できるよう措置すべきである。</p>
要望理由	<p>新しいプロセス技術の登場、設備の大型化に伴い、特別高圧設備が必要となる。この条項で特別高圧の電気設備の設置を禁止する理由は、「特別高圧設備では充電状態で放電することが多い」としているが、現在は絶縁材料ならびに絶縁技術の改善により、たとえ特別高圧といえども適切な措置を行えばその心配はない。参考までに、防爆電気設備に関する国際規格であるIEC60079シリーズにおいては、電圧による制限はない。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第39条、第56条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日 通商産業省令第52号)第68条、第69条、第72条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院電力安全課</p>